

## ○串間市キャッチコピー使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、串間市キャッチコピー（以下「キャッチコピー」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャッチコピー」とは、市が定めたキャッチコピーの基本デザイン（別図）及び市が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(権利の帰属)

第3条 キャッチコピーに関する一切の権利は、串間市に帰属するものとする。

(使用の申請)

第4条 キャッチコピーを使用する者は、あらかじめ串間市キャッチコピー使用申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) 市及び市が構成メンバーとなっている団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 串間市内の住民自治組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が承認を要しないと認めたとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用することが適当であると認めた場合は、使用を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、串間市キャッチコピー使用（内容変更）承認通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第6条 キャッチコピーの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過した日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャッチコピーの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 原則として、定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャッチコピーのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 承認を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 承認にかかる物品等の成果品は、速やかに市長に提出すること。ただし、成果品の提出が困難である場合については、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ串間市キャッチコピー使用変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、串間市キャッチコピー使用（内容変更）承認通知書により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき。
  - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するとき。
  - (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
  - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用すると認められるとき。
  - (5) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
  - (6) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、串間市キャッチコピー使用承認取消通知書（別記様式第4号）をもって通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以後、当該承認にかかるキャッチコピーを使用してはならない。

4 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損失補償等の責任)

第11条 市長は、キャッチコピーの使用に起因する損失補償等について、責任を一切負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャッチコピーの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

串間市キャッチコピー使用申請書

[別紙参照]

別記様式第2号（第5条、第9条関係）

串間市キャッチコピー使用承認通知書

[別紙参照]

別記様式第3号（第9条関係）

串間市キャッチコピー使用変更申請書

[別紙参照]

別記様式第4号（第10条関係）

串間市キャッチコピー使用承認取消通知書

[別紙参照]

別図（第2条関係）

DS-soyokaze レギュラー+游ゴシック体 メデューム

C100

夢は、南の果てにある。

太陽と海と野生動物。天然づくし、くしまし。

別図（第2条関係）

DS-soyokaze レギュラー+游ゴシック体 メデューム  
C100

夢は、南の果てにある。  
太陽と海と野生動物。天然づくし、くしまし。

別図（第2条関係）

DS-soyokaze レギュラー+游ゴシック体 メデューム

C100

夢は、南の  
果てにある。

太陽と海と野生動物。

天然づくし、くしまし。